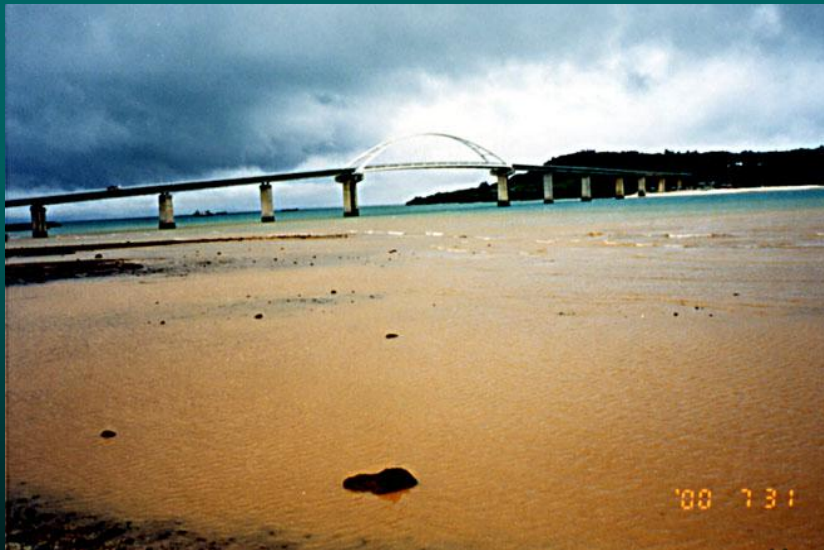


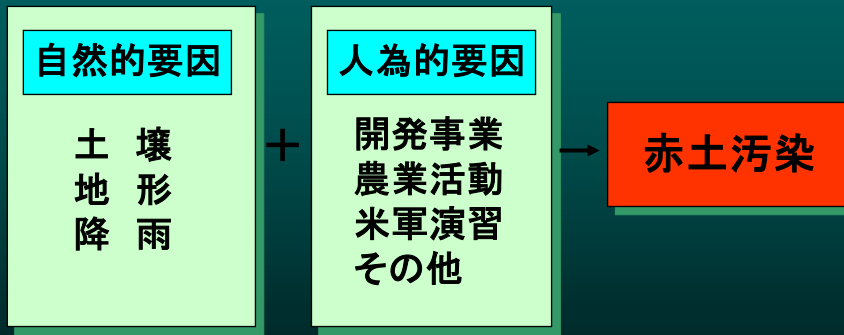


降雨時に流出した濁水
このアザカ滝は河口からわずか600m.



大雨後の赤土流出で汚濁された海

赤土汚染のしくみ



1960年代

パイナップル栽培の拡大→赤土等流出の表面化

1972年(本土復帰以降)

大規模開発事業(土地改良、道路、ダム建設など)が
スタート→流出防止対策不十分→赤土等が大量流出
→微細粒子が川や海を汚染 = 「赤土汚染」

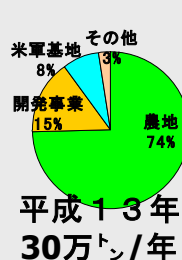
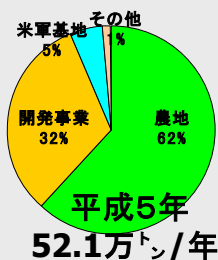
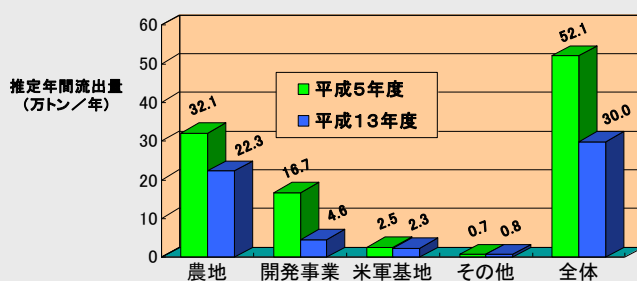
沖縄県赤土等流出防止条例

施行期日 1995年10月15日

目的 事業行為等に伴って発生する赤土等の流出を規制することで、公共用水域の水質汚濁防止を図り、良好な生活環境の確保に資する。

- 内容**
- (1) 1000㎡以上の事業行為を行う場合、民間事業者は届出、公共事業については通知を義務付け
 - (2) 事業行為を実施する際の赤土等流出防止対策を義務付け
 - ① 発生源対策
 - ② 流出濁水対策
 - ③ 濁水処理対策
- 濁水の排出基準SS(浮遊粒子状物質濃度) 200mg/L
- (3) 民間事業について、届出事項に違反した事業行為に対する改善命令、工事の一時停止命令等を明文化
 - (4) 農地については排出基準等の規定は無い
→流出防止の努力規定

赤土等推定年間流出量の変化



農地からの赤土等流出防止対策(例)



沈砂地

勾配修正



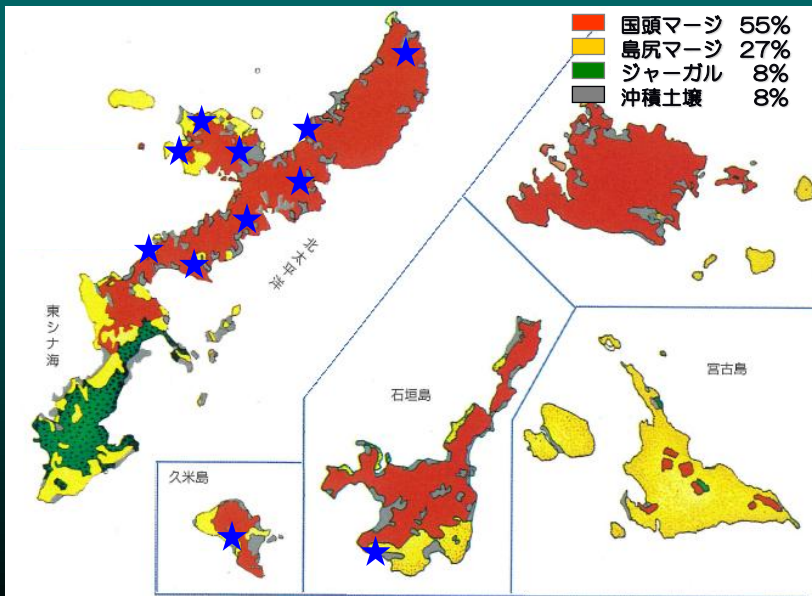
グリーンベルト



緑肥作物

※沖縄県農地水利課提供

流域協議会の設置状況



赤土流域協議会一覧表

年度	市町村	協議会名
11	石垣市	石垣島周辺環境保全対策協議会
14	久米島町	久米島町赤土等流出防止対策協議会
17	名護市	羽地内海の自然を守り育む会
17	本部町	本部町地域自然環境協議会
17	東村	東村観光推進協議会環境部会
17	宜野座村	宜野座環境じんぶん会
18	金武町	金武町自然会
18	大宜味村	ぶながや里海環境語る会
18	今帰仁村	なきじん水辺の会
18	恩納村	恩納村観光振興対策協議会 環境部会
18	国頭村	奥の自然環境を守り育む会

農地からの赤土流出の削減に向けた取り組み

環境と調和した農林水産業の推進

赤土等流出防止対策

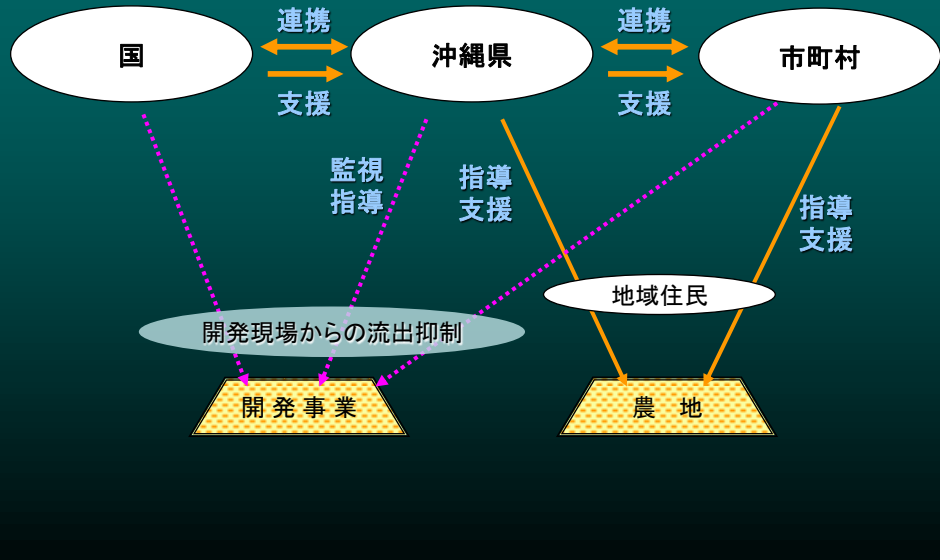
土木対策

流域を考慮した勾配抑制
沈砂池の設置による排水対策

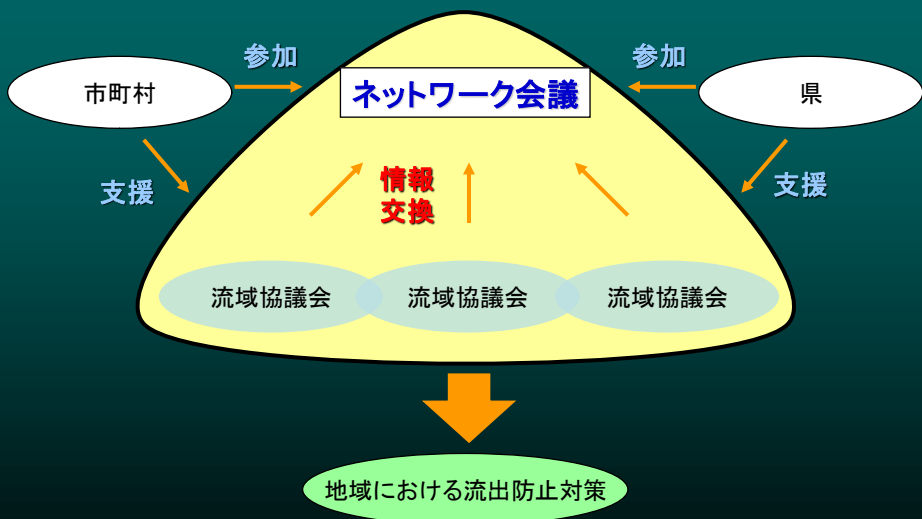
営農対策

営農対策目標の設定
営農推進・支援体制構築

関係機関・団体との連携体制の強化



地域主導型の持続可能な普及啓発活動の促進



沖縄県漁業調整規則

沖縄県漁業調整規則

【規制の目的】

漁場の保全



他の水産動植物の保護培養
に必要なもの

サンゴ自体の
保護培養

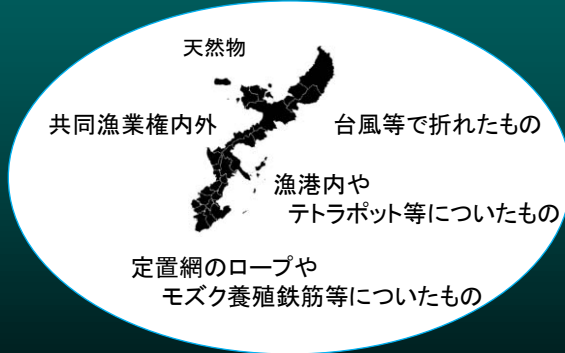


水産物としての価値の高さ
(観賞用の需用等)、希少性、
資源量

【規制の内容】

(対象者) 国、県、漁業者、一般人等、
県内外の全ての人や機関

(対象範囲) 沖縄周辺の海域にある全てのサンゴ



(規制行為) 採捕禁止、規則に違反して採捕されたものの所持販売の禁止

規制の解除

特別採捕許可

【特別採捕許可の運用】

(基本姿勢)

本来は、採捕することができない

→ 真に特別な必要性があるか、規制の目的に対して、プラスになる行為か

(許可の対象目的)

試験研究、教育実習、増養殖用の種苗の供給

→ 明確な目的、必要性、計画性の提示

(増養殖用の種苗の供給の許可について)

・事前の資源量調査

→ 採捕したい種類が十分にあるか。天然資源への影響を必要最小限に押さえる

・対象種類の特定

→ 特定の種類の過剰採捕を防ぐ

・養殖施設の確認

→ 養殖体制が整っているか、採捕量とのバランスがとれているか

・養殖基盤の義務化

→ 天然物との区別を明確にすることで、密漁の助長を防ぐ

・養殖履歴の管理

→ 外部の者に対する説明責任

個体識別が難しいことを理由に、許可無く追加採捕していないか

移植に利用する場合においては、移植先海域の天然サンゴ資源への遺伝的

攪乱を検討するための情報となる

【サンゴ特採に関する問題点等】

（密漁の助長）

海でサンゴを取り扱う機会の増加

→ 密漁者の言い逃れに利用される懸念に対し、現状では有効な対応策が見出せていない

（移植について）

天然サンゴ資源に対して、遺伝的攪乱や病気の蔓延等、規制の目的を損なわないための検討が十分でないと思われる場合は、許可を発行しない



ご清聴ありがとうございました